

柏 情 審 第 2 3 号

平成 1 8 年 9 月 7 日

柏 市 長 本 多 晃 様

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 内 田 徳 子



個人情報の外部提供について（答申）

平成 1 8 年 8 月 1 8 日 付 柏 保 中 第 1 4 0 号 で 諮 問 の あ っ た 事 項
について、次のとおり答申します。

当 審 議 会 の 結 論	本件の個人情報の外部提供については、柏市個人情報保護条例第 1 1 条第 2 項第 3 号に規定する保有個人情報を提供することについて相当な理由のあるときに該当するものと考えます。	
当 審 議 会 の 判 断	諮問に係る保有個人情報を提供することは、各種がん検診等の精度管理の向上及び効果的な対策の確立を図ることになり、公益に資するものと考えます。これらのことから、諮問に係る保有個人情報を財団法人ちば県民保健予防財団に提供することは、必要であると考えます。ただし、今後の運用として、氏名の代わりにフィルム、検査票等の番号による照合を行うことにより、提供する保有個人情報を最小限にするよう検討を望みます。	
諮 問 に 係 る 案 件 の 概 要	個 人 情 報 取 扱 事 務 の 名 称	各種がん検診事務
	提 供 先	財団法人ちば県民保健予防財団
	提 供 す る 理 由	検診実施機関における各種がん検診の精度向上を期待するとともに、ひいては、悪性腫瘍の発見精度の向上が図られる。

諮問に係る案件の概要	提供する項目	平成17年度胃がん，大腸がん，乳がん，子宮がん，肺がん検診のうち要精密検査となった者の以下の情報 ①氏名②生年月日③精密検査診断名④精密検査実施機関名⑤精密検査実施機関所在地（自市町村内，自医療圏内，自圏内を除く県内，県外，不明）⑥総合判定（異常認めず，治療不要，経過観察，要治療，その他（ ））
-------------------	---------------	--

柏市情報公開・個人情報保護審議会会議録（閲覧用）

1 開催日時

平成18年8月31日（木）午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所

柏市役所第2庁舎 5階 第3委員会室

3 出席者

(1) 委員

内田会長，木村委員，吉武委員，高岡委員，小野委員，土屋委員及び吉永委員

(2) 事務局

飯島情報政策課長，有賀主査，酒井主任

4 傍聴人

2名

5 議題

(1) 個人情報の外部提供について（諮問）

(2) 個人情報取扱事務届出書について（報告）

(3) 柏市の情報公開制度の見直しについて（審議）

6 議事（要旨）

(1) 個人情報の外部提供について（諮問）

→諮問庁（健康推進課柏中央保健センター）より，資料により説明。

☆氏名を特定せずに番号等で機械的なやり取りはできないのか。
（吉永委員）

→結核肺がん検診については，フィルムナンバーで管理しているためやり取りは可能。他の検診については番号での管理をしていないため，現状では氏名，生年月日等でやり取りするしか方法はない。（健康推進課柏中央保健センター）

☆今回の検査実施分については、番号管理されていないため、検査の精度管理の向上という目的のため提供もやむを得ないか。(会長)

☆財団のプライバシーマークの取得について(小野委員)

→個人情報の取扱いについて、内部で適正に取り扱うためルールを定めて運営している企業に対し、認証したもの。(事務局)

☆名前等はできるだけ出さないよう工夫を今後検討をしていただくという要望を出す。(木村委員)

☆外部提供することに了承する。ただし、今後は氏名等の個人情報のやり取りをしない方法を検討し、提供情報をできるだけ少なくするよう条件を加えた。(審議会)

(2) 個人情報取扱事務届出書について(報告)

→資料に基づいて変更内容について説明。

(質疑等なし)

(3) 柏市の情報公開制度の見直しについて(審議)

☆論点として、個人に関する情報(条例7条2号)の概念は、市町村をはじめ国においても意味がなくなっている。もう一つは、法人に関する情報について、具体例を挙げると入札に際して入札参加企業の企業名は当然ながら、手続きに来た従業員の氏名も法人に関する情報と考えるが、氏名だけが個人情報・プライバシーといった見方をすることに不自然さを感じることから条例を見直す必要がある。(吉永委員)

☆担当課として、条例の削除・修正について、執行上問題はないのか、又やりやすい、やりにくい等のコメントはもらえないのか。(小野委員)

→案として意見を伺っている時点なので、現時点では良い悪いのコメントはできない。(事務局)

☆条例改正する場合として、今まであった例外的な開示条項を削除することで公開の幅を狭くすると誤解を与えないようにしなければならない。また、脅迫その他の加害行為のおそれによる追加条文を設けることで、公開が狭まることが懸念される。(高岡委員)